

主　　な　　改　　正　　事　　項

改　正　後　条　項　号	改　正　前　条　項　号	改　　正　　事　　項　　の　　概　　要
第 2 編 第 7 条	第 2 編 第 7 条	試験製造免許に関し、独立行政法人酒類総合研究所の取扱いについて明確化した。
第 2 編 第 14 条	第 2 編 第 14 条	酒類の販売業免許の取消に関し、取消項目の追加による所要の整備を図った。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第3項関係 1 (省略) 2 試験製造免許の取扱い 試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26条)に規定する学校をいう。)における教育のために試験製造を行う場合 (2) 国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 <u>(3) 独立行政法人酒類総合研究所において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合</u> <u>(4) 新商品開発、新技術開発等の目的で試験製造を行う場合</u> <u>(5) 酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合</u> (注)(省略) 第14条 酒類の販売業免許の取消し 1 「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義 法第14条《<u>酒類の販売業免許の取消し</u>》第4号に規定する「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」とは、2年以上の期間にわたって一度も業として酒類の販売をした事実がない場合をいい、酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業を2年以上引き続きしない場合には、これらの業態ごとに販売業免許を取り消す。 2 相続人に対する販売業休止期間の計算	第2編 酒税法関係 第7条 酒類の製造免許 第3項関係 1 (同左) 2 試験製造免許の取扱い 試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26条)に規定する学校をいう。)における教育のために試験製造を行う場合 (2) 国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 <u>(新設)</u> <u>(3) 新商品開発、新技術開発等の目的で試験製造を行う場合</u> <u>(4) 酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合</u> (注)(同左) 第14条 酒類の販売業免許の取消 1 「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義 法第14条《酒類の販売業免許の取消》第<u>3</u>号に規定する「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」とは、2年以上の期間にわたって一度も業として酒類の販売をした事実がない場合をいい、酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業を2年以上引き続きしない場合には、これらの業態ごとに販売業免許を取り消す。 2 相続人に対する販売業休止期間の計算

改 正 後	改 正 前
酒類の販売業を相続した者に対する法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第4号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人が酒類の販売業をしなかった期間も、相続人が酒類の販売業をしなかった期間に通算する。	酒類の販売業を相続した者に対する法第14条《酒類の販売業免許の取消》第3号の規定の適用に当たっての期間の計算は、被相続人が酒類の販売業をしなかった期間も、相続人が酒類の販売業をしなかった期間に通算する。